

各位

東奥信用金庫

台風被害に伴う災害復旧融資の取扱いについて

この度の台風21号により被害を受けた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、被害に遭われた皆さまに対しまして下記のとおり災害復旧融資の取扱いを開始いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 災害復旧融資 概要

(1) 「個人向け災害復旧ローン」

項目	内 容
対 象 者	以下のすべての条件を満たす個人の方 ① 台風21号により被害を受けた当金庫営業区域内の被災者の方 ② 借入時年齢が満20歳以上、満70歳未満であり、完済時満80歳未満の方 ③ 当金庫営業区域内に居住または勤務されている方 ④ 現在の勤務先に2年以上お勤めの方
資 金 使 途	暴風による被害復旧に要する以下の資金（事業性資金は除く） ① 住宅の修理・補修費用 ② 自動車の修理・買替費用
融 資 金 額	500万円以内 ただし、前年の年収以内
融 資 期 間	3ヵ月以上10年以内（6ヵ月以内の元金返済据置が可能）
貸 出 金 利	1.50%（固定金利）
返 済 方 法	毎月元利均等割賦返済（融資金額の50%以内ボーナス月増額返済併用可）
支 払 方 法	原則として購入先等に振込
保 証 人	原則として家族保証
担 保	必要に応じて徴求します。
徴 求 書 類	① 本人確認資料 ② 所得証明資料 ③ 資金使途確認資料（見積書・注文書・請求書等） ④ 被害状況を確認できる写真または市町村発行の「罹災証明書」 ⑤ その他審査に必要な書類

(2) 「法人・個人事業主向け災害復旧資金」

項目	内容
対象者	台風21号により被害を受けた法人または個人事業主の方 (農林業者を含みます)
資金使途	災害復旧に伴う資金(運転資金または設備資金)
融資金額	20,000千円以内
融資期間	運転資金:10年以内 設備資金:10年以内(元金据置期間含む)
貸出金利	当金庫短期貸出最優遇金利(短期プライムレート) ※ 変動金利 ※ 青森県信用保証協会利用の場合は、さらに0.30%引下げ。
融資形式	証書貸付
返済方法	元利均等または元金均等毎月返済 ※ 設備資金は6ヶ月以内の元金据置可。
担保・保証人	必要に応じ徴求します。
徴求書類	① 被災状況が確認できる写真または市町村発行の「罹災証明書」 ② その他審査に必要な書類

2. 取扱店
全店舗

3. 取扱期間
平成30年 9月 7日(金) から平成30年12月28日(金)

以上